

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月28日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田中 宏明

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立境港総合技術高等学校生徒移動用バス賃貸借業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札書に記載する金額は、入札説明書に示す方法に従って、見積もったバス1日1回当たり（往復）の金額（以下「入札価格」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札価格をもって契約金額とし、代金の請求に当たっては、契約金額に月間実績回数を乗じて得た額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅客運送に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

(6) 貸切バス事業者安全性評価認定制度における認定を受けていること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒684-0043 鳥取県境港市竹内町925番地

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和2年2月28日（金）から同年3月10日（火）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年2月28日（金）から同年3月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日及び学校休業日（同年3月2日（月））を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、令和2年3月10日（火）は午前9時から正午までの交付時間とする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵送による入札

不可とする。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）午前10時

即時開札

イ 場所

鳥取県境港市竹内町925番地

鳥取県立境港総合技術高等学校

5 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和2年3月10日（火）正午までに4の（1）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物はお返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載したバス1日1回当たり（往復）の額に年間予定回数を乗じて得た金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。（以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。